

11月12日(木)～25日(水)は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

問合せ先 市役所市民協働推進課 (☎31-4504)

毎年11月12日～25日は女性に対する暴力をなくす運動期間です。

本来暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず許されるものではありません。特に、女性を対象とした、夫やパートナーからの暴力、性犯罪、性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメントなどについては、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

女性に対する暴力の根底には、女性の人権の軽視があることから、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることが必要となっています。また、暴力の「未然防止」や「拡大防止」に向けた意識を高めていくことや、暴力の被害に遭っていながらその自覚がない人に被害を受けていることを認識してもらうとともに、被害者や関係者が相談窓口等にためらうことなく相談できるようにしていくことが必要です。

独りで悩まないで相談窓口へ。早めの相談が問題解決への一歩です！

下記の各機関では「女性に対する暴力」についての相談を受け付けています。

女性に対する暴力相談窓口 配偶者や交際相手からの暴力、デートDVについての相談

- 釧路総合振興局配偶者暴力相談支援センター (☎41-1110)
- 音別町行政センター保健福祉課 (☎01547-9-5151)
- 市役所こども支援課 (☎31-4204)
- 駆け込みシェルター釧路 (☎32-7704)
- 阿寒町行政センター保健福祉課 (☎66-2120)
- 釧路警察署生活安全課 (☎23-0110)

- 性犯罪に係る被害や売春強要などの相談 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター (☎#8891)
- 人身取引に係る被害相談 釧路方面本部警察相談センター (☎23-9110)
- ストーカー行為等の被害相談 釧路警察署生活安全課 (☎23-0110)、北海道立女性相談援助センター (☎011-666-9955)
- 職場におけるセクシュアル・ハラスメントについての相談 北海道労働局雇用均等室 (☎011-709-2715)



ひとり親世帯臨時特別給付金の申請はお済みですか？

低所得のひとり親世帯に対して、新型コロナウイルス感染症の影響による子育ての負担の増加や収入の減少への支援として、臨時特別給付金を支給しています。自分も対象？と思ったら、まずご相談ください。

●基本給付

以下の対象者に**5万円**を支給します。児童が2人以上いるご家庭は、児童1人につき**3万円ずつ加算**します。

下記①②に該当する方は、市役所こども支援課 (☎31-4540) へご連絡ください。

- ①公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方 (児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限ります)
- ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方等

●追加給付

児童扶養手当の受給者等で既に基本給付金を支給された方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方に、さらに**1世帯5万円**を支給します。

- ※上記②で基本給付を受け取った方は、対象となりません。
- ※生活保護を受給中の方は、対象となりません。
- ※追加給付の申請に添付書類は必要ありません。

基本給付

第1子
1人当たり
5万円

第2子以降
1人当たり
3万円

追加給付

1世帯当たり
5万円

●支払方法

申請書を受け付けた後、審査をした上で対象の方に随時振り込みます。

●申請期間

～2021 (令和3) 年2月26日(金) (必着)

問合せ先 厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」
コールセンター (☎0120-400-903)
市役所こども支援課 (☎31-4540)